

シンガポールにおける新たな課税制度 (Section 10L) が日本企業に与える影響

EY CORPORATE ADVISORS PTE. LTD.
Senior Manager
宮崎 晃



はじめに

シンガポール政府は2023年にSection 10Lという新たな法律を導入しました。Section 10Lとは、経済的実体のない事業体がシンガポールで受け取った国外資産（株式、不動産、知的財産など）の売却益に対する課税制度で、2023年に導入・改正された法人税の中で最も注目を集めた制度です。

Section 10Lにより、2024年1月1日以降発生する一定のキャピタルゲインについては課税されることとなります。

シンガポールの事業体を通じて、シンガポール国外の資産を保有している企業については留意が必要です。また日本企業としては、日本における外国子会社合算税制（CFC（Controlled Foreign Company）税制又はタックスヘイブンを対策税制とも呼ばれています）と関連して、今後、国外資産を譲渡する場合は、慎重な検討が求められます。

Section 10Lとは

1. 導入の目的・背景

Section 10Lが導入された背景は、EU行動規範グループが提供するガイダンス（国外源泉所得免税となるキャピタルゲインについて経済的実体要件を満たすようガイダンスを更新。国際的な租税回避リスクに対処することを目的としている。）が更新されたことにあります。

シンガポールの財務省は、Section 10Lの導入により、キャピタルゲインに課税することが目的では

なく、当該ガイダンスに合わせることで、実体のある経済活動をシンガポールに定着させる狙いもあることを述べています。

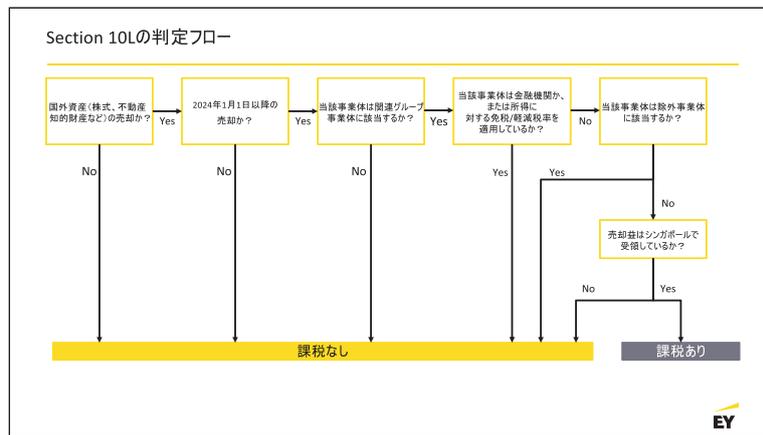
2. 制度の概要

2024年1月1日以降、シンガポールに十分な経済的実体がない事業体が、国外資産（株式、不動産、知的財産など）を売却等したことにより得られる利益で、かつシンガポールで受け取るものに対して課税されます。

従来は国外資産の売却による利益が資本的収入（capital in nature）（注1）に該当する場合や、Section 13W（注2）の要件を満たす場合は非課税でしたが、2024年1月以降は、これらの規定に該当し非課税とされていたものであっても、Section 10Lが適用された場合は課税されるため、留意が必要になります。Section 10Lにより課税されるかどうかの判定は、下記3. をご参照ください。

（注1）一般的に、固定資産及び子会社株式等の長期的に保有することを目的とした資産の取得・売却により発生する収入とされています。実務上はいくつかの要素（取引の頻度、所有期間、取得時における将来的な売却の意思など）を総合勘案の上、判定します。

（注2）20%以上、かつ、24カ月以上継続保有した普通株式の譲渡益は、一定の株式の譲渡を除き非課税とされています。適用期間は2012年6月1日から2027年12月31日までです。



Section 10Lの判定フロー

3. 課税取引の判定

Section 10Lにより課税されるかどうかの判定は一般的に上記のフローに基づき行います。ただし、知的財産等については、株式や不動産などと取扱いが異なります。本稿では説明を省略します。

(1) 国外資産の判定

国外資産とは、シンガポール国外に所在する動産又は不動産をいいます。シンガポール国外に所在する資産であるかどうかの判定基準は、下記のとおりです。

- 会社が発行する株式又は証券（当該株式又は証券に対する権利又は持分を含む）は、会社が設立された場所
- 不動産及び有形動産は、物理的に所在する場所
- 知的財産又は知的財産に関するライセンス若しくはその他の権利は、知的財産、ライセンス又は権利の所有者が居住する場所
- 無形動産は、当該動産に関する所有権が主に執行可能な場所
- 担保付又は無担保の債務（有価証券等を除く）は、債権者が居住する場所

(2) 関連グループの事業体の該当有無

Section 10Lの対象となるのは関連グループの事業体（法人、パートナーシップ、信託）です。ここでいう関連グループの事業体とは、連結財務諸表に含まれる事業体であり、それらの事業体のうち、少なくとも1つの事業体がシンガポール国外に事業所を有する場合における事業体をいいます。つまり、

連結財務諸表に含まれていない事業体や、当該グループのいずれもシンガポール国外に事業所を有していない事業体はSection 10Lの対象外になります。

(3) 金融機関・所得に対する免税/軽減税率のインセンティブを受けている事業体

下記のいずれかに該当する場合は、Section 10Lは適用されないこととされています。

- 当該国外資産の譲渡が、金融機関の事業活動の一環として又はそれに付随して行われた場合
- 一定のインセンティブ（Pioneer Certificate Incentive、Development and Expansion Incentive、Finance and Treasury Center、Global Trader Programme、Aircraft Leasing Scheme、Financial Sector Incentive、Insurance Business Development Incentive、Maritime Sector Incentive）が適用される事業体で、当該国外資産の譲渡が、そのインセンティブに係る事業活動の一環として又はそれに付随して行われた場合
- 除外事業体（経済的実体を有する事業体）

(4) 除外事業体

除外事業体とは、下記の経済的実体の要件を充足する事業体をいいます。下記の定義に基づき、事業体ごとに純粋持株会社又は純粋持株会社以外の会社に区分し、それぞれに定められた要件を充足する場合は、Section 10Lは適用されないこととされています。

経済的実体の要件は、事業体の主たる事業に基づいて判定され、ビジネスモデルと事業規模に見合ったものでなければならないとされています。また、経済的実体の要件は、シンガポールで利益を受け

取った年ではなく、国外資産を処分した年に満たさなければ、その利益は適用から除外されません。なお、経済的実体の要件は、原則、国外資産を売却した事業体で判定します。ただし、SPV (special

	純粹持株会社	純粹持株会社以外の会社
定義	<ul style="list-style-type: none"> 他の事業体の株式又は持分を保有することを主たる事業とする事業体 下記の収入しかない事業体 <ul style="list-style-type: none"> 株式又は持分からの配当金又は類似の支払い 株式又は持分の売却益又は処分益 他の事業体の株式又は持分を保有する活動に付随する所得 	<ul style="list-style-type: none"> 左記以外の事業体
経済的実体の要件	<ul style="list-style-type: none"> 法令に基づき、申告書等の提出義務を遵守していること 当該事業体の事業が従業員又はその他の者によってシンガポールで管理・実行されていること 	<ul style="list-style-type: none"> シンガポールで事業を行っていること 当該事業体の事業が従業員又はその他の者によってシンガポールで管理・実行されていること 以下の点を考慮し、その事業体がシンガポールにおいて経済的実体を有していること <ul style="list-style-type: none"> 当該事業体（又は当該事業体の業務を管理・実行するその他の者）のシンガポールにおける従業員数 当該従業員の経験 当該事業体が負担した事業支出の額 当該事業体の主要な意思決定が、シンガポールにいる者によって行われているか否か

purpose vehicles) については、SPVの代わりに持株会社レベル (SPVを保有する会社) で判定することができます。

また、純粹持株会社において、経済活動を外部委託している場合でも、一定の条件を満たせば、経済的実体の要件を満たすことができます。

(5) 売却益はシンガポールで受領しているか

下記のいずれかに該当する場合は、シンガポール国外からシンガポールで受け取ったものとされます。

- シンガポールに送金される。
- シンガポールで営まれる貿易又は事業に関して発生した債務の返済に充てられる。
- シンガポールに持ち込まれる動産の購入に充てられる。

外国子会社合算税制 (CFC税制) とは

日本では外国子会社を利用した租税回避を抑制するために、一定の条件に該当する外国子会社の所得を、日本の親会社の所得とみなして合算し、日本で課

税する、外国子会社合算税制というものがあります。

日本でも本税制による追徴課税が新聞等でもたびたび報道されており (「タックスハイブزن」 「追徴課税」で検索すれば出てきます)、移転価格税制と並び、企業のレピュテーションに大きな影響を与える税制です。

前述のとおり、租税回避を抑制するために設けられた制度ですが、法律上に定められた要件に該当すると、租税回避の意図に関わらず、課税されることとなります。

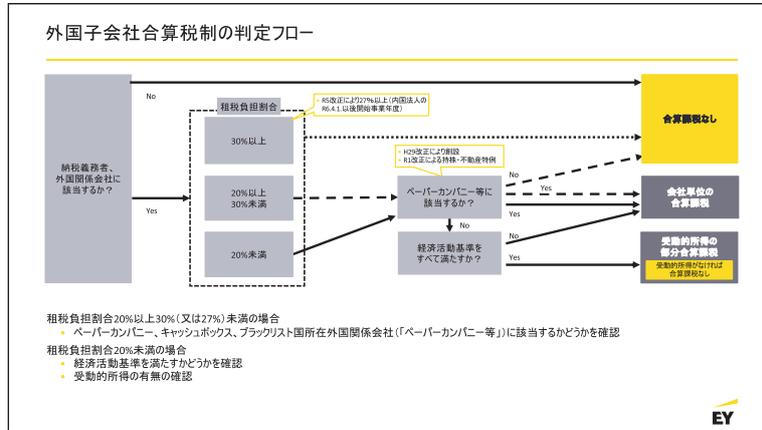
外国子会社合算税制により課税されるかどうかは、下記のフローに基づき判定します。シンガポールは法定税率が17%のため、基本的には租税負担割合 (税法上の実効税率) が20%未満の場合に該当し、経済活動基準の充足が求められます。経済活動基準には①事業基準、②実体基準、③管理支配基準、④非関連者基準又は所在地国基準があり、これらすべての基準を充足することが求められています。

各基準の説明は省略しますが、経済活動基準は、海外子会社が独立企業としての実体を備え、かつ、その地において事業活動を行うことにつき十分な合

理性を求める内容となっています。なお、外国子会社合算税制は昭和53年に導入され、平成29年に大幅に強化された経緯があります。また上記以外の年度においても頻繁に改正が行われていることから、

複雑な制度となっています。

日本企業が保有する海外子会社については本税制の対象になるため、海外子会社に経済的実体があるかないかを従前より確認することが求められています。



外国子会社合算税制の判定フロー

4. おわりに

Section 10Lの導入は、キャピタルゲインはシンガポールでは課税されないという長年にわたるシンガポールの税務上の取扱いに大きな変化をもたらします。特に経済的実体を有さないシンガポール事業体が国外資産の売却を予定している場合や、本稿では省略しましたが、知的財産権の売却を予定している場合は、本税制の影響について事前に考慮する必要があります。

また日本企業の場合は、Section 10Lのみならず、外国子会社合算税制についても検討が必要になります。Section 10Lと外国子会社合算税制の両方が適用された場合に、日本側で外国税額控除が適用できる場合は、グループ全体の理論上の実効税率は約30% (Section 10Lにより納付した税金を日本側で外国税額できると仮定。国外財産の譲渡益が100ある場合は、シンガポールに17 (= 100 × 17%) を納付し、日本に13 (= 100 × 30% - 17) を納付) になりますが、日本側で外国税額控除が必ずしも全額控除できないケースもあります。したがって、外国子会社合算税制により課税される場合であっても、Section 10Lにより課税されるかどうかの確認や、極力、課税されないための事前の検討を推奨します。

さらにシンガポール国外の株式や不動産を譲渡す

る場合は、国外資産の所在地国における Capital gain tax や Stamp duty についても検討が必要になりますので、事前に外部専門家へのご相談をお勧めいたします。

執筆者氏名

宮崎 晃 (みやざき あきら)

経歴

2004年に中堅の税理士法人に入所。2007年にEY税理士法人に入所。2014年7月から2017年3月まで経済産業省(国際租税担当)に出向。2023年1月からEYシンガポールに出向。税務コンプライアンス、BEPS2.0をはじめ、タックスインセンティブなど日本及びシンガポール税務の観点からの支援を行っている。日本機械輸出組合、国際税務研究会委員、日本税理士。Akira.Miyazaki@sg.ey.com